

令和8年3月4日
薬事衛生課
課長 大岸
外線 225-1440
内線 4 1 5 0

知事指定薬物の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」4物質を指定しました。

知事指定薬物及び当該物質を含む製品の製造、販売、所持、使用等は条例に違反することとなり処罰の対象となります。

記

1 知事指定薬物（4物質）

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
- (2) 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びそれらの塩類
- (3) 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- (4) プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類

2 施行期日

令和8年3月5日

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>